

中核市とは

【概要】

全国には、人口 1,000 人以下の村から 100 万人を超える大都市まで約 1,700 の市町村がある。従来、これらの市町村の事務権限は、政令指定都市を除き、法律等によって、ほとんど同じようなものであった。

そこで人口 30 万人以上の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度である。

(平成 26 年 4 月 1 日現在、中核市は青森市を含め 43 市)

【中核市が処理する主な事務】

保健衛生に関する事務

- ・ 保健所の設置
- ・ 飲食店営業等の許可 等

環境に関する事務

- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 等

福祉に関する事務

- ・ 保育所の設置の認可、監督
- ・ 養護老人ホームの設置の認可、監督
- ・ 介護サービス事業者の指定
- ・ 身体障害者手帳の交付

まちづくりに関する事務

- ・ 屋外広告物の条例による設置制限 等

中核市制度以外の都市制度

○ 政令指定都市

政令指定都市は、大都市特有の行政ニーズに対応し、総合的な行政運営を行えるようにする趣旨のもとに創設された。

人口 50 万人以上が指定要件とされているが、実際は人口その他都市としての規模、行政能力、機能が既存の政令指定都市と同等の実態を有する都市が指定されている。

○ 特例市

特例市は、都市の事務権限を強化しできる限り住民に身近なところで行政を行うことができるようにしようという趣旨のもとに創設された。

人口 20 万人以上が指定要件とされている。

【参照：中核市市長会ホームページ】